

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第25号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第38号）の一部を次のように改正する。

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則第2の表中別表第12の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前								
<p>別表第12（第28条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="181 512 678 592">全有機炭素（単位 1リットルにつきミリグラム）</td><td data-bbox="678 512 1070 592">160</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="181 592 1070 823"><p>備考</p><p>1 検定方法は、規格K0102の22に定める方法による。</p><p>2 この表に掲げる水質排水基準は、1日当たりの平均的な水質排水の量が10立方メートル以上である工場又は事業場に係る水質排水について適用する。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p></td></tr></table>	全有機炭素（単位 1リットルにつきミリグラム）	160	<p>備考</p> <p>1 検定方法は、規格K0102の22に定める方法による。</p> <p>2 この表に掲げる水質排水基準は、1日当たりの平均的な水質排水の量が10立方メートル以上である工場又は事業場に係る水質排水について適用する。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>		<p>別表第12（第28条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1167 512 1664 592">全有機炭素（単位 1リットルにつきミリグラム）</td><td data-bbox="1664 512 2056 592">160</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1167 592 2056 823"><p>備考</p><p>1 検定方法は、規格K0102の22に定める方法による。</p><p>2 この表に掲げる水質排水基準は、1日当たりの平均的な水質排水の量が10立方メートル以上である工場又は事業場に係る水質排水について適用する。</p></td></tr></table>	全有機炭素（単位 1リットルにつきミリグラム）	160	<p>備考</p> <p>1 検定方法は、規格K0102の22に定める方法による。</p> <p>2 この表に掲げる水質排水基準は、1日当たりの平均的な水質排水の量が10立方メートル以上である工場又は事業場に係る水質排水について適用する。</p>	
全有機炭素（単位 1リットルにつきミリグラム）	160								
<p>備考</p> <p>1 検定方法は、規格K0102の22に定める方法による。</p> <p>2 この表に掲げる水質排水基準は、1日当たりの平均的な水質排水の量が10立方メートル以上である工場又は事業場に係る水質排水について適用する。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>									
全有機炭素（単位 1リットルにつきミリグラム）	160								
<p>備考</p> <p>1 検定方法は、規格K0102の22に定める方法による。</p> <p>2 この表に掲げる水質排水基準は、1日当たりの平均的な水質排水の量が10立方メートル以上である工場又は事業場に係る水質排水について適用する。</p>									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。